慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「手紙早引節用集」「用文早引節用集」
Sub Title	Tegamihayabikisetsuyoshu, Yobunhaya bikisetsuyoshu
Author	関場, 武(Sekiba, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1990
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.58, (1990. 11) ,p.32- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学部文学科開設百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00580001-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「手紙早引節用集」「用文早引節用集」

関場　武

一、はじめに

行草体の本文の左傍に楷書体を併せ示す「二体節用集」（二行節用集、真草二行節用集）の出現と、部門別けを取り払って仮名数（音節数）で語彙を配列・検索する「早引節用集」の登場は、節用集開版史上に於ける二つの大きな出来事であった。他にも、イロハ分けより部門別けを優先させる「合類節用集」等の試みがあったが、江戸前期に於ける二行節用方式の創出と、中期に於ける早引方式の発明は、節用集の普及と浸透に決定的な力を与えたと言っても過言ではない。今、二行、二体節用のことは姑く置くとして、宝暦二（一七五二）年初冬に、江戸の西村源六、大坂の渋川與市・村上勘兵衞の三書肆より「宝暦新撰早引節用集」が発刊され、同七年に再版というかたちで「増補改正早引節用集」が出、同十年に「増字百倍早引節用集」が刊行されると、「訓讀（ヨミコエ）ノ仮名数ヲ以テ文字ヲ求」めることの出来る（同書凡例）早引節用集は、文字通り早く引けるということで評判を呼び、それまでの節用集の盛行ぶりにも増して、盛んに行なわれていくことになる。今回取り上げる二種の節用集は、早引方式やイロハ分けと部門別けを併用する従来の検索方式の節用集が、既に十二分に浸透し、「節用」と言えば二ツ切、三ツ切の早引節用集か、「新撰（しんせん）都會（とくわい）節用（せつよう）百家通（ひやくかつう）雅俗類（がぞくるゐ）（ぞうたき）増益（じりやうでん）字両點」、「大廣益（だいにつぽんえいたい）新改正大日本永代

節用無盡藏真艸両點」などの大冊、或は合類形式の「和漢音釋書言字考節用集」（増補合類大節用集）等を人々が思い浮かべた幕末に出版された、袖珍本の早引節用集である。（註1）

二、手紙早引節用集

本書には、奥付に列記された書肆の一部に異同のある二本がある。

（A1）

横本　袖珍一冊。竪五・八、横一二・八糎。中本を三ツ切にした大きさである。

表紙　丹色無地紙。　角裂　縹色、　綴糸　焦茶。

題簽　単太枠付短冊型白紙、表紙左肩に貼付。「手紙早引集　全」。竪四・一五、横約一糎。

前見返し　単枠内に右から、「手形證文入／手紙／早引／節用／集／安政新彫」と記す。

序題　手紙早引節用序」。　内題　ナシ。

版心　白口。下方に丁付のみあり。　丁付　一～五、六ノ七、八～七十四。

丁数　七十三丁。（前見返し）＋序、イロハ分け丁付合文一丁＋本文七十二丁＋奥付。一オが序文、ウが丁付合文。二オ～六十六オが節用本文、六十六ウ～七十三ウが付録の手形証文類案文。

行数　節用集本文部分は有界八行、付録の案文部分は無界十行。　字数　節用部分は一行五字、付録は八～十一字。

匡郭　四周単辺。竪四・二、横一一・一五糎。

刊記　終丁ウ付録本文終り左方に「安政五午年／正月新彫」と刊行年月を二行に記し、後見返し匡郭内に十名の江戸の

手紙早引節用集・見返し

書肆名を列記する。即ち、上方に「東都」と右横書に出し、その下に

須原屋茂兵衛／岡田屋嘉七／山城屋佐兵衛／小林新兵衛／須原屋伊八／和泉屋金右エ門／須原屋佐助／和泉屋吉兵衛／岡村屋庄助／山崎屋清七

板

と記す。いずれも、この期に活動中の江戸の書肆である。

備考　節用集本文部分の各丁オモテ、匡郭外左上には、「い」、「ろ」、「は」、「に」……「す」の如く、イロハ分けの表示がある。

巻頭の序文は次の通りである。

手紙早引節用序

それ世に早引は多くあれ共、此早引は手紙入用の文字事細かに集ること、無双と云べし、何様に分り兼い共、左のいろは分にて引出すべし

（印）

右の序文に「左のいろは分にて引出すべし」とあるのは、イロハ分けになっている本文全体を指して言っているのかもしれぬが、多分この序のウラ、一ウにあるイロハ分けの標目索引、所謂イロハ分け丁付合文のことであろう。すなわち一ウには、「い一丁」～「す六十四丁」といった具合に、イロハ四十七字の標目とその始まりの丁数が、有界十六行三段に分けて表示されてい

る。但し、その丁数は、版心に記された丁付によっており、六ノ七の飛び丁を考慮に入れていないので「へ」以下は実丁と一丁分宛ずれている。なお「い一丁」とあるのは、第二丁目から始まっている実状と異っているが、これは本文の初めということで「一丁」としてしまったのであろう。

また、丁付合文に「ゐいに入ル」、「於(お)をニ入ル」、「江(え)ゑニ入ル」とあるのは、各々本文で「ゐ初のいにあり」、「江末のゑにあり」とある個所で、い・ゐ、お・を、え・ゑを併せるのは、この期の節用集類に普通のことである。なお、お・をの場合についても、通常は「於ロのをニあり」或は「於初のをニあり」等という指示のあるところであるが、本書本文では「於(お)」の標目共々欠落している。

また、通常の早引節用には、冒頭に凡例や「文字引様」と称するものがあって、検索方法につき実例を示しながら簡単に説明してあるが、本書には無い。

巻末の付録は、前見返しに言うところの「手形證文」の案文で、「借用申金子之事」、「金子為替(かはせ)手形之事」、「返(かへ)り手形之事」、「奉公人請状之事」、「店請状之事」、「預り申金子之事」、「差上申手形之事」、「永代賣渡家屋敷之事」、「養子一札」の九通である。

(A2)

表紙　丹色地紙に紗綾形模様空押し。角裂　紫、綴糸　臙脂。

題簽・前見返し・序・丁付等　A1本に同じ。

刊記　A1本と次の一点が異る。A1本の後見返しには須原屋茂兵衛以下十名の東都書肆名が列記され、十番目に「山

崎屋清七板」とあったが、A2本ではその最後の一行のみを改刻し、「山嵜屋清七／鶴屋喜右ェ門」と二名分の名前を二行に分けて無理に入れている。つまり、これまでの十軒に鶴屋喜右ェ門が加わったわけで、書肆は合計十一名ということになる。

さて、この「手紙早引節用集」の特色は、（一）書型が小型であること、（二）収載項目数が同類の書に比べてかなり少ないことである。まず（一）書型について記す。

早引節用集の書型は、美濃判（大本）の「明和新編早引大節用集」（明和八〈一七七一〉年刊）を除くと、美濃半截の〈イ〉二ツ切（中本）か〈ロ〉三ツ切が殆どで、横本が多い。普通、三ツ切と言っても、美濃本か半紙本のそれであるのに対し、本書は極小さく、中本を三ツ切にした大きさである。この判型は、江戸期の開版節用集類には少なく、本書と、次に取り上げる「用文早引節用集」、それに横本ではなく竪長の本で早引節用でもないが「掌中節用急字引（しやうちうせつようきうじびき）万倍字考」（寛政六〈一七九四〉年刊）くらいである。この判型は寧ろ、明治期に流行った袖珍本の節用集や字引・百科便覧の中に散見される。例えば、「要語日用便紙入節用」（明治十年）、「新撰漢語字引」（同十二年）、「掌中規則類聚日用辨覧」（同十年）、「官民懐中萬用便」（同十三年）、「漢語活用明治字林玉篇」（同二十五年）等がそれである。因に「袖珍本」という用語が指し示す判型にはゆれがあり、小本を既に袖珍本と言っている向きもある。しかし、美濃判の半分が中本、半紙本の半分が小本、小本の半分以下が袖珍本であるという規程に従うならば、江戸時代に出版された節用集のうち、小本・中本は幾つもあるが、袖珍本は意外に少ないということになる。享保十一（一七二六）年の「万倍節用字便（まんばいせつようじべん）書翰文續文章字盡」（凡例題「懐中寸珍節用集」竪十一、横七・五糎）、それと改題本の関係にある「新万倍節用寶書翰文續文章字盡」（宝暦三〈一七五三〉年刊）、「新いろは節用集大成」（嘉永二〈一八四九〉年刊）、それにやゝ特殊だが「俳字節用集」（文政六〈一八二三〉年刊）等が目につく程

度である。いずれにしても、「俳字節用集」が俳句吟行や俳席出座の際の便宜を慮って寸珍本に纏められ、「万倍節用字便」の凡例中に「旅懐中寸珍節用集」という名前が示されているように、節用集の袖珍本は、参看・携行の便を考え編纂されていることは間違いない。本書の場合、通常の早引節用集にはある凡例や文字引様すら無いという状況を思い合わせると、ふだんから早引節用類を引き慣れている人に、日頃から本書を携えてもらい、書状や証文類を認める際、気軽に参看してもらえるようにと考え小型の袖珍本に仕立て上げたものであろう。では、本書は、そのような利用目的に耐え得る内容を有つものであったのであろうか。次は（二）収載項目数の問題である。

本書の項目数は、私算によると次の通りである。

【い】〈い一〉伊～居同　八項　〈い二〉忌～遺事　二一項　〈い三〉未～筏　四七項　〈い四〉戒～古　四五項　〈い五〉凶～幾久　九項　〈い六〉不遑～忌々敷　三項　〈い七〉如例　一項　【ろ】〈ろ一〉路～侶同　三項　〈ろ二〉録～楼　三項　〈ろ三〉路銀　一項　〈ろ四〉老人～浪人　二項　〈ろ五〉直人　一項　【は】〈は一〉歯～波同　五項　〈は二〉初～鳩　一一項　〈は三〉斗～破船　一三項　〈は四〉働～拝借　一二項　〈は五〉繁昌～薄情　五項　〈は六〉雪レ恥～春待月　六項　〈は七〉乍レ憚～八丈嶋　二項　【に】〈に一〉仁～児同　四項　〈に二〉西～仁　四項　〈に三〉悪～荷物　三項　〈に四〉贋～不二似合一　八項　〈に五〉人情～女房　二項　〈に六〉悪々敷　一項　【ほ】〈ほ一〉保～補同　三項　〈ほ二〉程～盆七月　八項　〈ほ三〉細～外待　六項　〈ほ四〉發端～方便　一一項　〈ほ六〉無二膳示一　一項　【へ】〈へ一〉邊～部同　四項　〈へ二〉辺～部屋　七項　〈へ三〉別事～便利　六項　〈へ四〉弁口～閉口　九項　〈へ五〉返状～返上　二項　〈へ六〉無二別条一　一項　【と】〈と一〉渡～利　九項　〈と二〉徳～土酥　七

項　〈と三〉泊～土蔵　一三項　〈と四〉井～同居　三〇項　〈と五〉所替～不二取敢一　八項　〈と六〉迚事～旁及　二項

【ち】〈ち一〉地～致同　八項　〈ち二〉貭～智恵　二項　〈ち三〉力～忠義　一六項　〈ち四〉忠心～女中　一五項　〈ち五〉超年～長者　一一項　〈ち六〉力落～短刀　三項　【り】〈り一〉理～離同　五項　〈り二〉陸～理非　五項　〈り三〉流儀～律師僧官　七項　〈り四〉両家～力者　六項　〈り五〉旅宿～了簡　五項　〈り六〉理当然～利害釋　二項　〈り八〉了簡逮　一項　【ぬ】〈ぬ一〉奴～怒同　四項　〈ぬ二〉主～縫　五項　〈ぬ三〉沼津～盗　二項　〈ぬ四〉抽出～盗人　五項　〈ぬ五〉縫物師～贓物　二項　【る】〈る一〉留～流同　四項　〈る二〉類～瑠璃　五項　〈る三〉累祖～流浪　五項　〈る四〉累代～類火　三項　【を】〈を一〉汚～小同　五項　〈を二〉折～己　一五項　〈を三〉教～大手　二二項　〈を四〉各～怕　二三項　〈を五〉夥～風流　一五項　〈を六〉夥敷～思廻　一〇項　〈を七〉被二送下一～述懐　二項

【わ】〈わ一〉和～破同　三項　〈わ二〉訣～綿　五項　〈わ三〉纔～態　八項　〈わ四〉悪口～侘言　九項　〈わ五〉渡舟～若者　五項　〈わ六〉難レ忘～私方　二項　【か】〈か一〉加～下同　一一項　〈か二〉格～兼　二〇項　〈か三〉通～公儀　三一項　〈か四〉賢～貸借　二六項　〈か五〉勘定～海上　一〇項　〈か六〉忝～曾以　三項　【よ】〈よ一〉与～夜同　六項　〈よ二〉讀～夜着　一二項　〈よ三〉依～夜職　一一項　〈よ四〉用捨～尋常　二二項　〈よ五〉據～垢肴　二項　〈よ六〉寄集～世風俗　二項　〈よ七〉無レ據　一項　【た】〈た一〉太～駄同　四項　〈た二〉立～足袋　一六項　〈た三〉保～大事　一七項　〈た四〉貴～對談　二九項　〈た五〉奉～救舟　四項　【れ】〈れ一〉礼～列同　四項　〈れ二〉列～蓮

五項　〈れ三〉礼義〜両家　二項　〈れ四〉連判〜礼物　五項　〈れ五〉礼状　一項　〈れ六〉如例　一項
【そ】〈そ一〉曽〜祖同　三項　〈そ二〉添〜其　五項　〈そ三〉添〜即死　六項　〈そ四〉存分〜其辺　一
五項　〈そ五〉存外〜増長　五項　〈そ六〉存外　一項
【つ】〈つ一〉津〜豆同　四項　〈つ二〉常〜着　一一項　〈つ三〉包〜都合　五項　〈つ四〉遣〜積入　一
〇項　〈つ五〉詳〜積物　四項　〈つ六〉乍序〜如常　二項　【ね】〈ね一〉祢〜子　四項　〈ね二〉
年〜猫　二項　〈ね三〉願〜直段　四項　〈ね四〉念仏〜年内　五項　〈ね五〉願書〜甘従　三項　【な】
〈な一〉奈〜名同　三項　〈な二〉成〜内　九項　〈な三〉直〜難儀　九項　〈な四〉猶々〜内済　二三項　〈な
五〉猶以〜就中　四項　【ら】〈ら一〉良〜羅同　二項　〈ら二〉埒〜雷　四項　〈ら三〉落馬〜老母　四項
〈ら四〉乱心〜浪人　七項　【む】〈む一〉武〜夢同　四項　〈む二〉旨〜無位　一〇項　〈む三〉向〜無印
一一項　〈む四〉虫喰〜無帳　五項　〈む五〉睦敷〜午時　五項
【う】〈う一〉宇〜干同(マヽ)　四項　〈う二〉哥〜上　一一項　〈う三〉嬉〜胡盞　七項　〈う四〉伺〜請取　一
五項　〈う五〉写物〜請状　五項　〈う六〉夘花月〜羨敷　四項　【ゐ】ナシ　【の】〈の一〉乃〜之同　四
項　〈の二〉後〜苔　七項　〈の三〉望〜逃　五項　〈の四〉呑込〜信長　一三項　〈の五〉呑明〜農業
二項　【お】ナシ　【く】〈く一〉久〜具同　六項　〈く二〉曲〜黒　二〇項　〈く三〉會〜愚心　一五項　〈く
四〉呉々〜軍用　一八項　〈く五〉洿〜組頭　一八項　〈く六〉癖悪〜月蝕　六項　【や】〈や一〉
弥〜八同　七項　〈や二〉役〜八重　九項　〈や三〉休〜柳　二四項　〈や四〉和〜山城　一一項　〈や五〉
益達〜養生　三項　〈や六〉倭言　一項　【ま】〈ま一〉真〜万同　五項　〈ま二〉稀〜松　一九項　〈ま

A-2　手紙早引節用集・巻頭

三〉真～申　一二項　〈ま四〉全～巻物　一五項　〈ま六〉申合～申渡　五項　【け】〈け一〉卦～毛　四項　〈け二〉藝～今朝　七項　〈け三〉稽古～下品　九項　〈け四〉啓達～現金　八項　〈け五〉計略～決擇　五項　【ふ】〈ふ一〉不～婦　七項　〈ふ二〉福～無事　一二項　〈ふ三〉深～不參　四七項　〈ふ四〉振舞～船着　二七項　〈ふ五〉二心～船繋　九項　〈ふ六〉風来者～佛頂頰　五項　【こ】〈こ一〉古～碁　四項　〈こ二〉聲～護摩　一八項　〈こ三〉剛～此方　三九項　〈こ四〉殊更～香奠　三七項　〈こ五〉希～極上　二二項　〈こ六〉心安～於是　一三項　〈こ七〉無二心元一～言後同断　二項　【え】ナシ　【て】〈て一〉傳～出　五項　〈て二〉出～手間　一一項　〈て三〉術～手札　二〇項　〈て四〉擂～手廻　一五項

【あ】〈あ一〉安～亜　三項　〈あ二〉文～赤　一八項　〈あ三〉甘～有家　二六項　〈あ四〉欺～朝臣　四六項　〈あ五〉剰～明年　一四項　〈あ六〉誂物～阿房敷　三項　【さ】〈さ一〉左～作　六項　〈さ二〉裂～白湯　二五項　〈さ三〉悟～砂糖　二二項　〈さ四〉栄～殘金　四三項　〈さ五〉察入～細工人　一四項　〈さ六〉為指事～更以　二項　【き】〈き一〉垚～儀　一三項　〈き二〉急～義士　一九項

〈き三〉清～切手　三五項　〈き四〉禁～切疵　三一項　〈き五〉教訓～給仕人　一四項　【ゆ】〈ゆ一〉由～遊同　四項　〈ゆ二〉勇～百合　六項　〈ゆ三〉譲～夕部　九項　〈ゆ四〉指差～遊女　一三項　【め】〈め一〉女～免同　三項　〈め二〉飯～面　五項　〈め三〉娶～瞽　一〇項　〈め四〉目出度～名人　一七項　〈め五〉召抱～目潰　五項　〈め六〉滅法界～滅太無性　二項　【み】〈み一〉美～看同　五項　〈み二〉右～味噌　一一項　〈み三〉充～若子　一四項　〈み四〉短～見送　一六項　〈み五〉明日～見苦敷　五項　【し】〈し一〉之～字同　九項　〈し二〉時氣～獅子　二四項　〈し三〉食～自害　五五項　〈し四〉主従～塩竈　五四項　〈し五〉新春～尋常　五八項　〈し六〉上旬～述懐　一〇項

【ゑ】〈ゑ一〉恵～繪同　四項　〈ゑ二〉江戸～依怙　一三項　〈ゑ三〉夷～彩色　一四項　〈ゑ四〉火天～渕底　二五項　〈ゑ五〉閻魔王～遠境　五項　【ひ】〈ひ一〉比～美同　一〇項　〈ひ二〉人～非義　二七項　〈ひ三〉彼岸～比興　六一項　〈ひ四〉控～一幅　四三項　〈ひ五〉毘沙門～一番　二三項　〈ひ六〉百姓～一柳　六項　【も】〈も一〉毛～袋同　四項　〈も二〉紋～母屋　一六項　〈も三〉申～貫　二二項　〈も四〉門跡～目論見　三五項　〈も五〉門徒宗～寂寞　八項　〈も六〉申含～難二黙止　五項　【せ】〈せ一〉世～背同　四項　〈せ二〉関～是非　一一項　〈せ三〉節季～淺智　二六項　〈せ四〉先日～無レ詮　五七項　〈せ五〉関原～省略　八項　〈せ六〉千秋楽～切瑳琢磨　四項　【す】〈す一〉寸～巣同　五項　〈す二〉好～諏訪　三〇項　〈す三〉鈴木～既　五九項　〈す四〉住吉～吹挙　三七項　〈す五〉好物～末方　五項

以上である。これをイロハ別にまとめると、次の如くになる。

【い】一三四項　【ろ】一〇　【は】五四　【に】二二　【ほ】二九　【へ】二九　【と】六九　【ち】五五

【り】三一　【ぬ】一八　【る】一七　【を】九二
【わ】三二項　【か】一〇一　【よ】五六　【た】七〇　【れ】一八　【そ】三五　【つ】三六　【ね】一八
【な】四八　【ら】一七　【む】三五
【う】四六項　【の】三一　【く】八三　【や】五五　【ま】五六　【け】三三　【ふ】一〇七　【こ】一三五
【て】五一
【あ】一一〇項　【さ】一一二　【き】一一二　【ゆ】三二　【め】四二　【み】五一　【し】二一〇　【ゑ】六一　【ひ】一七〇　【も】九〇　【せ】一一〇　【す】一三六

ということで、合計二八五九項となる。この二八五九という項目数は、早引節用集の中でも少ない方である。例えば、早引節用集の中で一番古い「宝暦新撰早引節用集」（宝暦二年）の四分の一、「明和新編早引大節用集」（明和八年）の二割二分、本書と同じ頃の「嘉永早引節用集」（見返し「安政早引節用集」安政二年刊）項目数六七三五の四割二分しかない。易林本は山田俊雄氏によれば一四四四四語であるとの由である（「日本語と辞書」　中公新書　昭和53）。そうすると本書の項目は二割にも満たないことになる。節用集中には勿論古語も含むし、また、滅多に使わない難字の類も収載され、収録語彙数の多さを誇る傾向もある。(註2) したがって、本書のように、書くための実用的な字書を標榜するのなら、やたらに語彙数を誇るのではなく、収載項目の整理統合、取捨選択をするのも一つの行き方であるが、それにしてもこの程度で「手紙入用の文字事細かに集ること無双と云べし」（序）等と言えるのであろうか。早引節用の「す」は、普通「す八」か「す九」くらいまであるのに、本書は「す五」で終っている。「増補音訓大全早引節用集」（嘉永四〈一八五一〉年刊）、「早引萬代節用集」（嘉永三年刊）、「早引永代節用集」（天保十四年初版　嘉永三年再刻）等のように、「す廿」（隋侯璧照

車十五乗）まで出す必要はないであろうが、全般に亙りもう少し項目数の見直しを行ない増やして行ってもよかったのではあるまいか。

さて、本書には、誤刻も目につく。そのうちの若干をあげると、四・一　發端・六・二　乍恐・　等のような濁点の付け違え、六・五　奥床・敷・　三・二四　古・人・五・三　衛府太・刀・　のような句点の打ち違い、六・九　心床敷・三・四　過　のような配属の間違い（このまゝの語型なら、前者は「こ七」に、後者は「す二」に入るべき。「宝暦新撰早引節用集」等は、「過」の形で「す三」に入る）等である。また注目すべき誤りとしては、四・三四　冷汗・がある。これは「宝暦新撰早引節用集」では、四の一三と一四番目に「冷汗・冷飯・」と並んで出ているところである。或は本書が基いた先行の節用にも此の様にあって、そのため目移りがして誤ったものであるのかもしれない。二・二四　寸渉・は「すさ」とあるのが正しい。「渉」の字と「薄」の字の草体を見誤ったとも考えられる。たゞ、いずれにしても、本書の誤刻は、同類の書と比べてとくに多いと言うわけではない。仮名違い、誤刻、語の配列・配属上の間違い等は、当時の早引節用類に普通のことだったのである。

三、用文早引節用集

本書には、各丁オ匡郭外左上部に示されているイロハ分けの見出しのある本と無い本との二種がある。

（B1）

横本　袖珍一冊。A本と同じく中本を三ツ切にした大きさである。竪五・五、横一三・二糎。

表紙　丹色地紙に紗綾形模様空押し。　角裂　紫。

用文早引節用集・見返し

題簽　表紙左肩。子持ち枠付短冊形白紙に「早引節用集全」と行書体で記す。竪四・六、横一・五糎。

前見返し　単太枠内に右から「手形證文／用文／早引／節用／集／慶應二年／新彫」と記す。A本と似た形式である。

序題　用文早引節用序」。「用文」の二字をのぞき他はA本のかぶせ彫である。序の文章もAと同文である。

内題　ナシ。

版心・丁付・行数等　A本に同じ。「六ノ七」の飛び丁も同じである。

刊記　終丁ウ本文末左方に「慶應二丙寅年／五月新彫」と刊行年月を二行に記し、後見返し匡郭内に十名の東都書肆名を列記する。即ち上方に「東都」と右横書きに出し、その下に須原屋茂兵衛以下十名を記す。その形式、書肆の順番とも、A1本に同じである。但しA1本の十番目は「山崎屋清七板」となっていたが、本書では「山静堂藏」とある。山静堂とは山崎屋清七の堂号であるから、結局は同一人であり、A1本共々版権を握っていたものと思われる。

備考　節用集本文部分の丁のオモテ、匡郭外左上方にイロハ分け表示があるが、A本とちがって全ての丁に付されているわけではない。二丁め～四丁目の「い」

は三オのみにあり、四八ウ～五三ウの「し」は五二オの場合だけ表示が無いといった具合である。またイロハのうち、A本に出ていた、ろ、ち～わ、そ、な、や、ま、こ～あ、ゆ、み、ゑ、も、せ、の二十の表示が全く無い。巻末付録の手形証文類の案文は九通で、振り仮名の一部を除きA本と同文である。

（B2）

表紙・前見返し・刊記等　B1本に同じ。国会図書館亀田文庫本は、竪五・四八、横一二・七糎。

備考　B1本に恣意的に出ていた匡郭外左上のイロハ分け表示が、本書には全く無い。それがB1本と大きく違う点である。

B1本との先後は不明である。但し、この亀田文庫本の方がB1丹澤文庫本より刷りの良い個所が多い。

本書B「用文早引節用集」は、A「手紙早引節用集」の覆刻版である。但し、寸分違わぬ態の厳格な「かぶせ」ではなく、やゝ気の緩んだ覆刻である。A本の誤刻はそのまゝ踏襲している。たゞ、清濁表記の違いのほか、少異がある。主なものをあげると（前がA本、後が本書）

17オ四・二三　書出（かしだ）・――書出（かきざし）・　21ウ六・一　存外（ぞんしのほか）・――存外（ぞんのほか）・　39オ四・四　改（あらたむ）・――改（あらため）・

61オ三・一〇　先度（せんど）・――先度（せんど）・

等である。一々の説明は省くが、たとえば右の例のうち、「存外（ぞんしのほか）」の場合は、A本の「し」が殆ど見えないようになっていることから来た脱落である。なお、付録の手形証文の部分にも、一ケ所はっきりした違いがある。五通目の「店請状之事」の五行目、「毎月晦日限（かぎり）」と六行目「若相滞（とゞこふり）ゆ節は」の部分（70オ）で、A本に付されている右の振り仮名が、

B本には無い。

註

(1) 早引節用以外の、江戸期後半の節用集に於ける語彙検索法の工夫については「大全早引節用集」「大全早字引」と題する拙稿（藝文研究五四号　平成元・3）でも多少ふれたが、その工夫の幾つかを紹介すると、

（イ）「すむ」、「にごる」、「ひく」（語末が「う」「ふ」で終るもの、語の途中に長音を伴うもの）、「はねる」（語末が「ん」で終るもの、途中に「ん」の字を含むもの）という語形による特異な四分類と、イロハ分け、部門別けを併用するもの……「連城節用夜光珠」（明和五〈一七六八〉年刊）、「字探捷径連城大節用集夜光珠」（同六年刊）、「急用間合即坐引」（安永七〈一七七八〉年刊）、「大成正字通」（天明二〈一七八二〉年刊）、「万徳節用集」等　（ロ）各部門内の項目を、濁音の有無によって二つに分け配列するもの……「早考節用集」（天明五〈一七八五〉年刊）　（ハ）項目の仮名数が偶数であるか奇数であるかによって上下二段に分け、イロハ順に配列して行くもの……「明和新撰廣益好文節用集」（明和八〈一七七一〉年五月序刊）、「万倍加増長半仮名引節用集（偶奇仮名引節用集）」（文化元〈一八〇四〉年刊）　（ニ）頭字だけでなく二字目までを含めイロハ分けにしてあるもの……「蘭例節用集」（文化十二〈一八一五〉年刊）、「節用早見二重引」（嘉永五〈一八五二〉年刊）、「早字二重鑑（真草早引二重鑑）」（同六年刊）。〈因に「新増節用無量蔵」（元文二〈一七三七〉年刊）、「大新増節用無量蔵真草両點」（安永二〈一七七三〉年刊）は、言語門のみこの方式を採っている。〉

（ホ）巻頭に漢字の点画の特徴により配列した字形引きの索引を付し、当該字が登場する本文の丁数と行数を示して、イロハ分けと十三門部別けになっている本文の中で、その漢字を頭に置く熟字を早く引けるようにしたもの……「類字新撰字引節用集」（安永二〈一七七三〉年刊）

等をあげることができる。但しこれらの試みは、すぐ普及して行った真草二行形式や早引方式に比べ、主流を占めることがないままに終った。

なお、前引拙稿で「大全早引節用集」の文化二（一八〇五）年三刻本～天保十四（一八四三）十刻本迄の各版刊記部分にある三種の節用集の広告を紹介して、「安見節用集」が（ニ）に相当すること、「二字引節用集」が連俳用語辞典「しをり萩

詞林綱目」と同じ検索方式を採るものであるとの指摘を行ない、「五音引節用集」については、未詳ながら或は五十音引かと考えたが、所謂単純な頭音五十音引方式ではないと推定できる資料を見出したので、紹介・訂正しておく。それは天明元（一七八一）辛丑年仲冬吉旦新刻の「増補改正早引節用集」（江戸西村源六・山崎金兵衛・大坂村上伊兵衛・柏原屋澁川與左衛門版）巻末に付された柏原屋の「和書版行目録」の末に載っているもので、三書とも「未刻　一冊」とある。うち五音引については「五音字引節用集」と題し

同いろは分にして、詞のよみとまりを、あいうゑをの五音にて字を引書なり

と説明している。これを「二字引節用集」の「同いろは分にして、文字よみとまりの詞を、又いろはわけにして、上下のかなにて字を引書なり」という解説とあわせて勘えると、二字引が語頭ィ―語末イ、同イ―ロ、イ―ハという組合せで配列してあるのに対し、五音字引はイ―ア、イ―イ、イ―ウという組合せで配列し、検索して行く方式を採っている節用集ということであるらしい。

（2）

例えば、元文六（一七四一）年の「増廣字便倭節用悉改嚢二行両點」はその序で

凡是まで世に流布の節用は、文を削り註を略し紙員を絞る事を工て、其字數三万餘字有とかや、近代増字して二万餘字を重ぬといへども、至て洩る事多し、此節用は、正字、世話字、難字等、ことゞく新増して、凡十二万八千百餘字に満しむ

云々と述べ、「早引萬代節用集」は

字数拾一万余、紙員八百三十余丁有て、いか成文字にても漏さず集録たる、古今未發、海内無双の節用集なり

と宣伝している。字数と項目数・語彙数とは当然ちがうはずで、こゝで言っているのは字数のことであろうが、まだその実数の確認は了っていない。